

京都市中規模小売店舗設置指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を行う者により当該中規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

(2) 中規模小売店舗 一の建物であつて、その全部又は一部が小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ）を行うための店舗の用に供されるもので、店舗面積の合計が400平方メートル以上1,000平方メートル以下であるものをいう。

(中規模小売店舗を設置する者等の責務)

第3条 中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を行う者は、当該中規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、深夜営業等に伴う生活環境上の問題に適正な配慮をして当該中規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

(届 出)

第4条 中規模小売店舗を新設しようとする者（小売店舗（一の建物であつて、その全部又は一部が小売業を行うための店舗の用に供されるものをいう。）の店舗面積を増加することにより当該店舗面積の合計を400平方メートル以上1,000平方メートル以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする場合を含む。以下「設置者」という。）は、中規模小売店舗設置届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 中規模小売店舗において新たに、又は店舗面積を増加して小売業を行おうとする者（小売店舗の店舗面積を増加することにより、当該店舗面積の合計を400平方メートル以上1,000平方メートル以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする者を含む。以下「出店者」という。）は、中規模小売店舗出店計画届出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

3 次の各号に掲げる届出書には、それぞれ当該各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 中規模小売店舗設置届出書

- ア 付近の状況図（縮尺2，500分の1以上のもの）
- イ 店舗配置計画平面図（縮尺200分の1以上のもので、来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法並びに駐車場の位置を記入したもの）
- ウ 各階平面図（縮尺200分の1以上のもの）
- エ その他市長が必要と認める図書

(2) 中規模小売店舗出店計画届出書

- ア 企業の概要書
- イ その他市長が必要と認める図書

- 4 第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、中規模小売店舗の設置予定の敷地内の見やすい場所に届け出た事項の概要を掲示し、計画の概要を周辺の地域の住民等に周知するよう努めなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、周辺の地域の住民等より説明会等の協議を求められたときは、それを行うよう努めなければならない。

(届出の時期)

第5条 前条第1項又は第2項の届出は、次の各号に掲げる日の3月前までに行うものとする。

- (1) 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合 当該許可申請予定日
 - (2) 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしなければならない場合 当該申請等予定日
 - (3) 小売商業調整特別措置法第3条第1項に規定する小売市場の許可を受けなければならない場合 当該許可申請予定日
 - (4) 前各号に該当しない場合 開店予定日又は店舗面積を増加して営業を始める予定の日（以下「開店予定日」と総称する。）
- 2 前項第1号から第3号までの二以上に該当する場合は、当該各号に掲げる日のうち最も早く到来する日の3月前とする。

(変更の届出)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定による届出を行った者（以下「届出者」という。）は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を変更しようとする日の1月前までに、計画変更届出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、当該事項の変更が地域の生活環境に影響を及ぼさないと市長が認める場合については、この限りでない。

- (1) 店舗面積
- (2) 営業時間
- (3) 駐車場の位置及び収容台数
- (4) 駐輪場の収容台数
- (5) 荷さばき施設（中規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所とし

て設定された施設又は区域（搬出入を行う車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。）をいう。）の面積

2 前項の計画変更届出書には、付近の状況図、店舗配置計画平面図、各階平面図、企業の概要書のうち、変更の届出に係る図書、その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、第1項の届出について準用する。

4 届出者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(1) 中規模小売店舗の名称

(2) 設置者

(3) 出店者

(情報の提供)

第7条 市長は、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、届け出られた事項の概要を次の各号に掲げる団体に通知するものとする。

(1) 京都商工会議所

(2) その他市長が必要と認める団体

(助言、指導及び勧告)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定による届出があったときは、中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法に関し適正な配慮がなされることを確保するため、届出者に対し必要な助言及び指導を行うとともに、必要があれば勧告を行うものとする。

(その他)

第9条 市長は、この要綱に違反した者に対しては、文書で違反事由を示して勧告するものとする。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成12年6月1日から実施する。

(京都市における商業施設の設置に関する指導要綱の廃止)

第2条 京都市における商業施設の設置に関する指導要綱は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前にされた附則第2条の規定による廃止前の京都市における商業施設の設置に関する指導要綱第5条第1項若しくは第2項又は第7条第1項の規定による届出に係る協議、要請、情報の提供、協議の報告、調整、勧告その他行為については、なお従前の例による。

第4条 実施日前において現に中規模小売店舗を設置している者又は中規模小売店舗において小売業を行っている者は、当該中規模小売店舗について第6条第1項各号に掲げる事項の変更であって実施日以後最初に行われるものをしようとするときは、当該変更を行おうとする日の1月前までに（実施日から起算して1月を経過する日までに変更しようとするものは、第6条第1項の規定にかかわらず、実施日以後速やかに）、既存中規模小売店舗計画変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による変更に係る事項の届出は、第6条第1項の規定による届出とみなす。

3 第1項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第3条、第7条、第9条の規定の適用については、第4条第1項及び第2項の規定による届出とみなす。

(届出の時期の特例)

第5条 第4条第1項又は第2項の規定による届出を必要とする者（附則第3条に該当する者を除く。）で、実施日から起算して3月を経過する日までに第5条第1項第1号から第4号に掲げる日のいずれかが到来する場合には、第5条の規定にかかわらず、実施日以後速やかに第4条第1項又は第2項の届出を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。